

転出の手続き

転出(転居)が決まりましたら、まずは担任までご連絡ください。「転出児童原票」を記入し、下生井小学校へ提出していただきます。(用紙は学校にありますが、HPからもダウンロードできます)

【下生井小学校での手続き】

- ① 給食費や学年教材費、積立金等の精算を行います。
- ② 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。(次の学校へ持参してください。)



【市内へ転出の場合】

- ① 小山市役所市民課で「転居届(住民異動届(住民異動申告書))」にてお手続きください。
- ② 小山市教育委員会 学校教育課(市役所5階)でお手続き後、「転入児童(生徒)原票」が交付されます。(次の学校へ持参してください。)

【市外へ転出の場合】

- ① 小山市役所市民課で「転出届(住民異動届(住民異動申告書))」にてお手続きください。
- ② 転居先の役所で、転入手続きをしてください。
- ③ 転居先の教育委員会でお手続き後、転入する学校名が記された「就学通知書」が渡されます。(転入する学校に持参してください。)



*自治体によって手続きの仕方や通知の名称は異なることがあります。

転入の手続き

転入予定がある場合には、事前に電話にてご連絡ください。手続きがスムーズに進みます。
また、転入に際し、不明な点や不安なことがありましたらご遠慮なくご相談ください。



【下生井小学校での手続き】

① 必要書類(3点)

- ・「転入児童(生徒)原票」・・・小山市教育委員会にて交付されます。
 - ・「在学証明書」
 - ・「教科書給与証明書」
- 元の学校で交付されます。

② 教科書

以前の学校で使用していた教科書が同じ場合は、そのまま使用します。異なる場合には、新しい教科書を給与します。

③ 体育着・上履き

元の学校の物を使用させていただいて大丈夫です。体育着は「サンスポーツ」(乙女1丁目12-6)にて販売しています。

④ 諸経費について

郵便局にて給食費や学年教材費、学年積立金等を口座振替しています。

⑤ 登下校について

- ・登校時・・・原則として、地域の班ごとに集団登校します。
- ・下校時・・・基本学年下校、水曜日は一斉下校となります。(行事等によって変更があります。)

*来校時に、学校にご提出していただく書類等を説明しながらお渡しいたしますので、お早めに提出をお願いします。